

平成26年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金に係るFAQ

＜公募申請＞

質問No.	Q	A
1	規模要件を満たしていないと申請できないのか？	再生可能エネルギー種別の規模要件を満たしていないと申請できません。
2	同一事業者が異なる複数の再生可能エネルギー種別で申請する事は可能か？	可能です。想定されるひとつの需要先(一需給契約)で複数の再生可能エネルギー発電設備を導入する事業を一事業とし、1つの申請として下さい。申請書の作成方法については、協議会にお問い合わせください。
3	同一事業者が複数の場所で事業を実施する場合、どのように申請をすればいいか？	需要先毎に申請をしてください。
4	技術的な事がわからないので、メーカーに代行申請してもらってもいいか。	代理・代行申請は認めておりません。申請者に属する担当者本人が事業をしっかりと把握し、申請をする必要があります。
5	交付要件を満たしていれば、必ず採択されるのか？	予算上の制約があるため、必ず採択されるとは限りません。
6	自費で補助対象外として実施設計を行っても、申請は可能か？	申請可能です。
7	休日等に発電した余剰電力を売電することはできないか？	電力会社と個別に協議の上、相対契約による売電は可能です。

＜社会システム枠＞

質問No.	Q	A
8	地方自治体の財政支援等として、普及啓発事業は該当するか？	財政支援等として、普及啓発事業は該当しません。発電設備の導入に係る何らかの財政支援等が必要となります。

＜対象経費＞

質問No.	Q	A
9	既存の建物の屋上に太陽電池モジュールを設置する場合、屋上の防水工事は補助対象となるか？	建物側の工事になるので補助対象外となります。
10	設置工事に必要な足場費や安全対策費等は補助対象経費になるか？	法令(労働安全衛生規則等)により、工事の際に設置が義務付けられている経費(仮設足場や安全対策費等)は、補助対象となります。
11	バイオマス発電で、バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備は補助対象となりますか？	固定価格買取制度を利用しない設備であれば、補助対象となります。ただし、発電と熱供給の共通利用設備等の補助対象経費は、年間発電量(熱量換算)と年間熱生産量の熱量の比率で按分した額となります。
12	バイオマスコージェネレーション設備における、発電専用設備はどこになるか？	発電機とボイラーが別々のコージェネレーション設備の場合は、発電機と発電設備に関係する配線等が該当します。発電機とボイラーが一体のコージェネレーション設備の場合は、発電設備に関係する配線等が該当します。
13	バイオマスコージェネレーション設備における、熱供給設備との共通利用設備はどこになるか？	発電機とボイラーが別々のコージェネレーション設備の場合は、ボイラーが該当します。発電機とボイラーが一体のコージェネレーション設備の場合は、コージェネレーション設備が該当します。
14	発電量等を表示する広報用の表示装置は補助対象となりますか？	補助対象外となります。ただし、運転データ等取得のためのパソコンのモニターは補助対象となります。

＜補助事業内容＞

質問No.	Q	A
15	普及啓発事業とはどのようなことをすればいいのか？ 【地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業のみ】	ホームページや説明用パネルでの発電設備の紹介、パンフレットの作成、説明会、見学会等の開催等が挙げられます。

＜防災拠点用蓄電池提供枠＞

質問No.	Q	A
16	防災拠点用蓄電池提供枠に申請する事業者は”蓄電池による電力供給に関する協定書”を電力供給予定の施設管理者等と締結する必要があるが、施設管理者等にも何らかの義務は発生するのか？	当該補助事業の施設管理者等としての義務は発生しません。ただし、交付要件に記載してあるとおり、防災拠点用蓄電池提供枠への申請者が、交付決定後、補助金支払までの間に協定書の写しを協議会に提出しなかった場合は、交付決定の取り消しとなります。